

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術内容：統計解析 ソフトウェア

JUSE-StatWorks/v5

©CISTEC

2024.02.01施行省令等対応 (1 / 1)

8 - (1) 輸出貿易管理令別表第1の8の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第20条 [第1項] 外為令別表の8の項(1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するもの (セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る 技術(プログラムを除く。)を除く。)とする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —	《一》 【一】 【一】]除外 (省令第7条第 号) (省令第7条第 号)
一 第7条各号に該当するものの設計、製造 又は使用に <u>必要な技術</u> (プログラムを除く。)			
二 第7条各号に該当するものを設計し、 若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に <u>必要な技術</u> (プログラムを除く。)			
	判定結果	□該当	☑非該当

作成責任者：(作成年月日：2024年2月5日)

会 社 名	株式会社 日本科学技術研究修習所
所属・役職	統計ソリューション事業部 事業部長
(フリガナ) 氏 名	月野 一胤
電 話	03-5379-1402

該当項目番号

① 外為令別表の項番[]
② 貨物等省令の条項号等の番号等[]
[]

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術内容: 統計解析ソフトウェア JUSE-StatWorks/v5

©CISTEC

2024.02.01施行省令等対応 (1 / 1)

8-(2) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1) 及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第20条 〔第2項〕 外為令別表の8の項(2)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの(第三号から第七号までに該当する技術(プログラムを除く。)であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。)とする。 一 加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。) 二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計 又は製造に必要な技術(プログラムを除く。) 三 加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。) 四 前号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。) 五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。) 六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム (プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したものであつて、これを受け取るシステムの所有者又は管理者の許可を得た場合にのみ動作するもののうち、更新又は改良されるプログラムを本号に該当するプログラム 又は侵入プログラムに変更しないように設計したものを除く。) 又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。) 七 侵入プログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)	該 当 ○ 非該當 × 対象外 —	〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕	数値 () 数値 () 数値 () 数値 () 数値 () 数値 () 数値 ()
		〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕 〔一〕	〔除外〕 〔除外〕 〔除外〕 〔除外〕 〔除外〕 〔除外〕 〔除外〕

作成責任者: (作成年月日: 2024年2月5日)
会社名: 株式会社日本科学技術研究所
所属・役職: 統計ソリューション事業部 事業部長
(フリガナ) 氏名: 月野 一郎
電話: 03-5379-1402

判定結果	□該当	✓非該当
該当項目番号		
① 外為令別表の項番 []		
② 貨物等省令の条項号等の番号等 []		

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[非該当電子計算機等に係る技術]

提供技術名 : 統計解析ソフトウェア
メーカー名 : 株式会社日本科学技術研究所
型及び等級 : JUSE-StatWorks/v5

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式:該役コ-8(2)

(1/2)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1) 技 ブ	回答		備考
		いいえ ← 二へ	はい ↓ 設計 製造	
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)であって、	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ← 二へ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
一 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
三 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか? 又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ← 四へ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式:該役コ-8(2)

(2/2)

CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1) 技/ブ	回答		備考
		いいえ	はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか? 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
《六号、七号関連》 侵入プログラムに係る技術か?	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものか?	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←(判定)欄へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	役務通達より
* 「様式:該役コ-8(2)(別紙)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
(判定)以上の結果、省令第20条第2項に該当するか?		<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。)、「ブ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「ブ」のみをチェックする。

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

判 定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

作成責任者: (作成年月日 2024年2月5日)

会社名 株式会社日本科学技術研究所

所属・役職 統合ソリューション事業部 事業部長
(フリガナ)

氏名 月野一胤
電話 03-5379-1402

検討の結果、以上相違ありません。

印